

核酸アナログ製剤治療費助成の更新申請について

【診断書の場合】

- (1) 更新申請の診断書の有効期間を削除するが、少なくとも 1年以内の内容を記載 する。
- (2) 「前回申請時データが不明の場合は、前回申請時以降の確認できる範囲内の最も古いデータを記載する。

【診断書以外の場合】

- (1) 更新申請の添付書類について、診断書以外の添付でも可とする。
 なお、診断書以外の場合は、(a) 及び (b) を添付する。

(a) 検査内容（血液検査結果等）が分かる資料

必要な検査：B型肝炎ウイルスマーカー（HBs 抗原、HBe 抗原、HBe 抗体、HBV-DNA 定量）及び血液検査（AST、ALT、血小板）

例 検査結果報告書の写し、健診・人間ドックの結果の写し 等

(b) 受けている治療内容が分かる資料

例 お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し 等

- (2) これらの添付書類は、直近の認定・更新時以降に作成されたもの（1回分の検査結果で可）とする。

診断書の場合

(様式第3-4号)

肝炎治療資格者証(核酸アナログ製剤治療)の交付申請に係る診断書(更新)

診断書以外の場合

診断書の代わりに、

(a) 検査内容(血液検査結果等)が分かる資料
 (b) 受けている治療内容が分かる資料
 の添付でも可とする。

(a)の例; 検査結果報告書の写し、
 健診・人間ドックの結果の写し 等

+

(b)の例; お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し 等

+

直近の認定・更新時以降の日付で発行されたものであること

+

直近の認定・更新時以降の日付で発行されたものであること